

洗心エレメンタリークラブ運営規程

令和7年度

(事業の目的)

第1条 学校法人 浄泉寺学園が設置する放課後児童クラブ 洗心エレメンタリークラブ(以下「事業者」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童(以下「利用者」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確率等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

3 事業の実施に当たっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取り扱いをしてはならない。

4 事業の実施に当たっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月30日佐野市条例第33号)その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称:第1洗心エレメンタリークラブ
所在地:栃木県佐野市久保町44-1
- (2) 名称:第2洗心エレメンタリークラブ
所在地:栃木県佐野市久保町38-1

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数(※通常平日の配置数)及び職務の内容は、事業所毎に次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員:2名
 - (2) 補助員1名
- 2 ただし、前項にかかわらず、放課後児童支援員を1人を除いては補助員をもって代えることがある。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次の通りとする。

- (1) 開所日
 - ア 原則として月曜日から金曜日、開所日カレンダーによる特定土曜日とする。
(土曜日は第2洗心エレメンタリークラブで実施)
 - イ 開所日の日数は、原則として1年につき250日以上とする。
 - ウ 緊急的な学校一斉休校日

(2) 事業所の開所時間

- ア 小学校の授業がある日 月～金曜日:12:00(学校放課後)～19:00
- イ 土曜日 08:30～16:30
- ウ 小学校の授業の休業日・学校行事振替休日・長期休暇中:7:30～19:00

(3) 年間の閉所日

- ア 日曜日
- イ 国民の休日に関する法律(23年法律178号)に規定する休日
- ウ 8月13日から8月16日までの日
- エ 12月28日から翌年の1月3日までの日
- オ 前事業年度末までに提示する開所日カレンダーによる特定土曜日
- カ 10月第1土曜日(洗心幼稚園 認定こども園運動会のため。10月第1土曜日が運動会開催日でない場合は開所の場合あり。)
- キ その他、重大災害や事故、集団的感染症が発生した場合。

2 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者の支援の提供を行う。
- (2) その他支援に係る行事を行う。

2 前項に定めるもののほか、送迎(城北小学校、天明小学校、植野小学校、犬伏小学校、犬伏東小学校、界小学校の希望者)、おやつを提供を行うものとする。

(保護者が支払うべき額等)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 入会時の施設協力金 20,000円
洗心幼稚園 認定こども園出身者は無料に減免する。
- (2) 利用料
1年生～3年生 16,000円(月額)
4年生～6年生 13,000円(月額)
8月の負担額は上記に6,000円を加算する。
同時在籍2人目以降は、利用料を半額に減免する。
個人利用分のおやつ代、一部教材物品費等は利用料に含まれる。
利用料には下校時及び園内での保険料が含まれる。
- (3) 送迎利用料(月曜日～金曜日の学校開校日) 月額 2,200円
同時在籍2人目以降は、送迎利用料を半額に減免する。
- (4) 緊急的な休校などにより、開設日カレンダー以外の実施日を利用する場合は、上記の負担額に加算して利用料を請求することがある。

2 前項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

3 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとするほか、口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として次の通りとする。

- (1) 第1洗心エレメンタリークラブ 40名
- (2) 第2洗心エレメンタリークラブ 30名

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の小学校学区とする。

- (1) 佐野小学校
- (2) 城北小学校
- (3) 天明小学校
- (4) 植野小学校
- (5) 犬伏小学校
- (6) 犬伏東小学校
- (7) 界小学校

2 ただし、前項外の利用するを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業者に届け出ること。
- (2) 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- (3) 子供の健全育成のために、協力関係を構築すること。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合そのほか必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消化器等の消火用具、非常口そのほか非常災害に必要なも設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消化に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第13条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、その行った支援に関し、関係機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45条)第83条に規定する運営適正化委員会が行う社会福祉法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報保護)

第14条 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(15年法律第57)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者等の選定及び措置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、学校法人浄泉寺学園と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。